

第 1 2 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 4 年 7 月 8 日 (金) 柏市 農業委員会 総会を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所 別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

| | |
|-----------------|---------------|
| 1 番 金 子 幸 司 | 2 番 酒 卷 寿 雄 |
| 3 番 遠 藤 秀 生 | 4 番 大 宮 茂 男 |
| 5 番 成 嶋 君 美 | 6 番 飯 野 文 夫 |
| 7 番 坂 卷 洋 行 | 8 番 石 井 マサ子 |
| 9 番 岡 田 英 夫 | 1 0 番 寺 島 和 彦 |
| 1 1 番 村 越 等 | 1 2 番 橋 本 英 介 |
| 1 3 番 谷 田 貝 和 代 | 1 4 番 平 川 徹 |
| 1 5 番 染 谷 茂 | 1 6 番 山 崎 明 久 |

1 6 名 中 1 6 名 出 席

< 農地利用最適化推進委員 >

| | |
|---------------|---------------|
| 1 7 番 友 野 博 之 | 2 4 番 関 根 勝 敏 |
| 2 6 番 富 澤 英 三 | 2 7 番 林 敏 夫 |

1 5 名 中 4 名 出 席

4 欠席した委員は次のとおりである。

| | |
|-----------------|---------------|
| 1 8 番 小 川 克 己 | 1 9 番 栗 原 豊 |
| 2 0 番 染 谷 織 恵 | 2 1 番 大 塚 信 幸 |
| 2 2 番 豊 田 佐 智 子 | 2 3 番 木 村 寿 |
| 2 5 番 濱 嶋 静 | 2 8 番 飯 田 利 明 |
| 2 9 番 石 井 一 美 | 3 0 番 砂 川 晴 彦 |
| 3 1 番 坂 卷 儀 治 | |

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 寺 嶋 浩
次 長 杉 浦 清

副主幹 原 田 圭 介

副主幹 秋 谷 雅 子

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第 3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について（その1～その3）

7 協議事項

（1）令和4年度農地利用状況調査について

8 報告事項

（1）農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（3）生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員16名中16名、推進委員15名中4名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、日程1 議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

山崎明久委員，金子幸司委員，よろしくお願ひいたします。

次に，日程 2 一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

今月の担当は第 4 調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，坂巻洋行委員長，よろしくお願ひいたします。

坂巻洋行委員長 農地第 4 調査会は，去る 7 月 4 日， 5 日，令和 4 年度第 4 回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第 3 条 2 件，第 5 条 8 件，主たる従事者証明 1 件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和 4 年 3 月に開催された第 8 回総会の議案第 1 号から 2 号の 5 件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは，日程 3 議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1 番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は 3 ページからになります。

本件は、増尾在住の譲受人が、所有地に隣接しており耕作しやすいため、また、増尾在住の譲渡人は高齢により農業経営が困難となったため、売買による所有権の移転を伴う許可申請です。

申請地は、増尾の田●筆●，●●● m²で、米を栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第 3 条第 2 項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第 4 調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がございましたので、1 番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2 番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2 番についてご報告します。

調査会資料は 5 ページからになります。

本件は、東京都町田市内に所在する社会福祉法人が柏市内に所有する施設において、リハビリテーションを目的とした体験農場に用いる

成人の方々が，社会復帰していけるよう実習体験の場としてリハビリテーション農場を有効に活用していきたいそうです。

議長 よろしいですか。

村越委員 それから，これから耕作をするのに，農場を管理される方はいらっしゃるのですか。

坂巻洋行委員長 現在，職員の方が●名いらっしゃって，すでに柏市内でも耕作されているそうで，この方々が管理をしていくそうです。

村越委員 はい，わかりました。

議長 そのほかございませんか。
はい，どうぞ。

飯野委員 飯野です。
柏市には町田市から通いで来られるのですか。

坂巻洋行委員長 いいえ。譲受人は，申請地の隣にある，●●●●●●●●●●を所有していて，この施設職員の方が耕作や土地の維持管理をされるそうです。

飯野委員 隣接施設の所有者なんですね。わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので，2番を承認いたします。
議案第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は7ページからになります。

本件は、賃借権の設定を伴う太陽光発電施設への転用許可申請です。

申請地は、高柳の畑●筆、合計●, ●●●m²です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、東京都千代田区にて発電事業を営む法人で、送電線に空き容量のある千葉県北西部において発電施設用地を探していたところ、譲渡人が高齢により農業経営を縮小するため土地活用を検討していたことから、平坦で日当たりもよく、高い発電効率の得られることが見込まれる本申請地へ太陽光発電施設を建設する計画に至ったものです。

申請地である農地部分●, ●●●m²と隣接する山林部分●, ●●●m²の、合計●, ●●●m²を事業計画地としており、太陽光モジュール●, ●●●枚、パワーコンディショナー●●台を設置し、メンテナンス通路部分のみ砕石敷きとします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透による敷地内処理とし、周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、土砂等の流出を防ぎます。出入口には門扉及び監視カメラを設置し、工事中は、誘導員を配置して、通行の

安全を確保します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

草刈りを5月、7月、9月の年3回実施するそうですが、除草剤を使わないということは、草が生えないように何か敷き詰めたりするのですか。

坂巻洋行委員長 基本、現状のままで、草刈りを年に2回から3回行うそうですが、譲受人の方は、高柳地区の別の場所でも同事業をやられているようで、年間2回から3回の草刈りで対応しているそうです。

成嶋委員 それから、もう1点売電価格が●●.●円で、これだけ設備投資に金をかけて、採算が取れるまでには、何年ぐらいの計画でやるのでしょうか。

坂巻洋行委員長 計画期間は●●年で、試算では●●年目から黒字に転じるということです。

成嶋委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

この譲受人は，数年前にこの近くで●か所太陽光発電施設をやられたかと思いますが，そのとき資材の調達が遅くて，なかなか設備工事が完了しないような話を聞きましたが，以前申請した太陽光発電施設は稼働しているのでしょうか。

事務局 事務局です。

それにつきましては，すでに完了報告書が提出されております。

酒巻委員 はい，わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，1番を承認いたします。

次の審議に入ります。

2番から3番は関連の事業となりますので，一括して調査結果の報告を坂巻洋行委員長，お願いいたします。

坂巻洋行委員長 2番から3番についてご報告します。

調査会資料は12ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う資材置場への転用許可申請です。

申請地は，大井の畑●筆，合計●，●●●㎡です。市街化区域に近接し，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，市内で自動車販売業を営む法人で，事業拡大により既存の資材置場が手狭となったことから，本社及び既存の資材置場から近い申請地へ新たに資材置場を建設する計画に至ったものです。

計画では、単管パイプ、タイル、レンガ、砂利、塩ビ管等を保管し、場内は転圧の上、砂利舗装とします。土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲には新たに単管パイプ・メッシュシートを設け、土砂等の流出を防止します。工事中は、ガードマンを配置し、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番から3番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

山崎委員 山崎です。

この方、自動車販売業ということですが、単管パイプ、タイル、レンガなどは、何に使うんですか。

坂巻洋行委員長 この方は、自動車販売業を中心に、その他住宅のリフォームなども手掛けているそうです。

山崎委員 わかりました。

そういった情報は資料に記載していただいた方がいいと思います。

議長 そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

置場スペースに対して資材が少ないように思いますが、実際これだけの用地が必要なのでしょうか。

坂巻洋行委員長 これから事業を拡大していくにあたって、十分な置場スペースを確保しておきたいということです。

議長 よろしいですか。

村越委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、2番から3番を承認いたします。

次の審議に入ります。

4番から5番は一体の事業になりますので、一括して調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 4番から5番についてご報告します。

調査会資料は21ページからになります。

本件は、使用貸借の設定を伴う住宅用通路の転用許可申請です。

申請地は、船戸山高野の畑●筆、合計●●●㎡です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、流山市内の賃貸マンションに居住していますが、将来家族が増え、手狭になると見込まれることから、本家に隣接する土地へ新たに専用住宅を建設するに当たり、接道がないため、市道への通路を申請地へ整備する計画に至ったものです。

申請地である通路部分は整地のみとし、農地外の宅地部分に建設する住宅は木造平屋建てとします。

なお、住宅で使用する上水は、申請地に給水管を埋設し、市の上水

道より引き込みます。

被害防除対策として、宅地部分における雨水は浸透ますによる宅内処理とし、汚水雑排水は、合併浄化槽を経由した後、雨水オーバーフロー分と併せ、申請地に埋設する雨水管を通じてU字溝へ放流します。工事中は、ガードマンを設置し、安全に配慮します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

4番から5番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

通路が真ん中あたりで曲がっていますが、これは何か理由があるのですか。

議長 はい、事務局。

事務局 それでは、事務局からご説明させていただきます。

この船戸山高野●●●番地の筆は、以前本家を建築する際に建築基準を満たすための通路用地としてすでに使用されておりまして、今回の計画ではこの筆を重複して使用することができないために、この部分をよけた形で通路用地を確保したというものです。

議長 よろしいですか。

村越委員 はい，わかりました。

議長 そのほか，ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので，4番から5番を承認いたします。

次の審議に入ります。

6番から7番は一体の事業となりますので，一括して調査結果の報告を坂巻洋行委員長，お願いいたします。

坂巻洋行委員長 6番から7番についてご報告します。

調査会資料は26ページからになります。

本件は，売買による所有権移転を伴う資材置場用地への転用許可申請です。

申請地は，金山の畑●筆，合計●，●●●㎡です。市街化区域に近接し，10ha未満の区域内の農地であることから，第2種農地と判断しました。

譲受人は，松戸市内で建築資材の販売業を営む法人で，事業拡大に伴い，交通の便がよく，周囲に人家も少ない申請地へ新たに資材置場を建設する計画に至ったものです。

保管する資材として，砂，赤土，砕石を予定しており，土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として，雨水は自然浸透，周囲に安全鋼板及びコンクリート土留めを設け，土砂等の流出を防止するほか，出入口には門扉を設け，施錠する予定です。工事中は，誘導員を配置し，安全に配慮します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第4調査会として

は許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

6番から7番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

出入口や場内には、砂利など敷かないんですか。

坂巻洋行委員長 はい、そのままです。

成嶋委員 この状態のままで、雨が降ったとき道路に土が流れ出してしまう可能性があるんじゃないかと思いますが、その辺りは大丈夫でしょうか。

坂巻洋行委員長 十分気をつけるということでした。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 はい。

議長 そのほか、ございませんか。

はい、どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

農地区分の判定で、市街化区域に近接している農地とありますが、どう市街化区域に近接しているのでしょうか。

議長 では、事務局お願いします。

事務局 市が作成しております、都市計画図を参考にしまして、当該申請地から直線距離にして概ね500m以内に市街化区域が立地しておりますことから近接していると判断いたしました。

議長 よろしいですか。

酒巻委員 はい、わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、6番から7番を承認いたします。

議長 次の審議に入ります。

8番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 8番についてご報告します。

調査会資料は31ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う駐車場用地への転用許可申請です。

申請地は、藤ヶ谷の畑●筆、合計●、●●●m²です。市街化区域に近接し、10ha未満の区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

譲受人は、成田市内で運送業を営む法人で、柏市での事業が拡大していることから、交通の便のよい申請地へ新たに車両置場を建設する計画に至ったものです。

配置する車両はトラック●●台を予定しており、土砂等の搬出入はありません。

被害防除対策として、雨水は自然浸透、周囲にブロック及びフェン

スを設け，土砂等の流出を防止します。工事中は，誘導員を配置し，安全に配慮します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め，第4調査会としては許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対し，申請内容に基づき責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

8番について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

酒巻委員 酒巻です。

ここにある4tトラックと2tトラックというのは，おそらく業務用の車両だと思いますが，ここまでどういう手段で来るのですか。

坂巻洋行委員長 それぞれ個人が自家用車でここまで来てトラックに乗り換えるそうです。

酒巻委員 はい，わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので，8番を承認いたします。

議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を坂巻洋行委員長、お願いいたします。

坂巻洋行委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は35ページからになります。

本件は、高柳在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は、高柳の畑●筆、●●●㎡です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が故障し、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

岡田委員 岡田です。

土地の表示が山林で，現況が畑ということは，登記地目の変更はしていないということですか。

議長 事務局お願いします。

事務局 これは，登記地目が山林ということです。登記地目は山林ですが，現況は農地なので，この場合には農地という扱いになりますので，生産緑地の指定を受けております。したがって生産緑地を外すためには，総会にかける必要があるということでございます。

岡田委員 はい，わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声があったので，1番を承認いたします。
議案第3号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」その1からその3を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。

事務局。

(事務局が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

議案第4号その1につきましては，●●●●が農業委員会等に関する

る法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当いたしますので、議長を飯野職代と代わります。

それでは退席をいたします。よろしく願いいたします。

(●●●●●が退席)

飯野職代 それでは、議案第4号その1の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第1番から2番は、船戸に所在する農地所有適格法人が新利根の田●筆、合計面積●、●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

飯野職代 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

飯野職代 なしという声がございましたので、その1を承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

飯野職代 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●●●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(●●●●●が着席)

議長 それでは、次の審議に入ります。

議案第4号その2につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

計画番号第3番から7番は、農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。千葉県園芸協会から賃借権の設定を受ける者は、染井入新田に所在する農地所有適格法人で、泉村新田の田●筆、鷺野谷の田●筆、戸張新田の田●筆、戸張の田●筆、大井の田●筆、合計面積●●，●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので、設定期間は●年です。

なお、以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その2について、何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

村越委員 村越です。

今回新規で中間管理機構ですが、中間管理機構にすると何かメリッ

トがあるんですか。

農政課 借受者の方が農地中間管理事業を利用するのは、以前に補助金を使ったことで、中間管理機構が設定する達成目標の面積がありまして、その面積を達成するために中間管理を新規で設定しているということです。

村越委員 補助金関係ということですね。

農政課 はい、そうです。

議長 よろしいですか。

村越委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、その2を承認いたします。

議案第4号その2を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第4号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。

農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

利用権設定の案件です。

計画番号第8番から11番は、箕輪に在住の農業者が五條谷の畑●筆，箕輪の畑●筆，合計面積●●，●●●㎡に継続して賃貸借権を設定するもので，設定期間は●年です。

計画番号第12番から17番は，印西市に所在する農地所有適格法人が千間橋の田●筆，布瀬新田の田●筆，合計面積●●，●●●㎡に新規で賃貸借権を設定するもので，設定期間は●年または●●年です。

なお，以上の計画要請の内容は，経営面積・従事日数など，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

その3について，何か質問はございませんか。

はい，どうぞ。

成嶋委員 成嶋です。

8番から11番に貸付地ありとありますが，貸付地があってもかまわないのでしょうか。

農政課 貸し借りの場合，貸付地があっても例外事由として，耕作するために農地を交換したりする場合がありますので，そういったパターンの場合には，貸付地がある場合でも農地を貸し借りすることができます。

議長 よろしいですか。

成嶋委員 わかりました。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしという声がありましたので、その3を承認いたします。
議案第4号その3を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
それでは、議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。
次に、協議事項に入ります。
協議事項1「令和4年度農地利用状況調査について」を協議いたします。
総括説明を事務局に求めます。
事務局。
(事務局が総括説明)

議長 次に、詳細説明を事務局に求めます。
事務局。
(事務局が詳細説明)

議長 協議内容の説明がございました。
本件に関する調査手順などにつきましては、本会議終了後に行うこととしておりますので、ご了承願います。
それでは、本実施要領案について、何か質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようでございますので、協議事項を決定いたします。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。

事務局。

(事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

次回の予定を申し上げます。

8月1日月曜日、2日火曜日が調査会で、1日は午前9時から、2日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は、農地第1調査会です。

8月5日金曜日が総会で、午後2時から本庁舎5階第5、第6委員会室でございます。

これをもちまして、第12回柏市農業員会総会を閉会いたします。

(午後3時20分閉会)